

## 処方せん 一般名処方について

当院では 薬剤の一般名を記載する処方せんを交付しています。

一般名処方とは 医師が患者様に必要な薬剤を『商品名』ではなく『成分名』で表記した処方せんです。

一般名処方は 同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため 医療費の軽減につながります。また一般名処方により 同じ成分であれば同じ効果が期待できるため 供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし一般名処方は 医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方せんに表示されるため 患者様が混乱することがあります。そのため 当院では薬剤の供給状況等を踏まえつつ 一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが ご不明な点はお気軽に医師にお問合せください。

令和5年4月1日

2024年10月1日から医療上の必要性がないにもかかわらず 患者様が『先発医薬品』を使いたいと希望した場合には 差額の4分の1を患者様自身が負担する仕組み(選定療養※)が導入されます。

令和6年6月1日

医療法人若葉会 久保医院

※ 選定療養とは…健康保険が適用されない診療費